

町田 法人会報

65 1999/1



「鳥の詩・ニューギニアにて」(六曲屏風部分)三橋國民氏画



shadan hojin MACHIDA HOJINKAI

こそ日本経済復活の 1999 転換の年として



社団法人町田法人会 会長

岩波 弘介

新年あけましておめでとうございます。皆様方には、ご健勝にて平成11年の新春を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。昨年中は、会の運営に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。先ず年初に当たりまして、1日も早く景気が回復し、明るい展望が開け、会員皆様方の企業にとつて希望の広がる年となりますようお祈り申し上げます。苦勞、困難の山積した98年から、今年は21世紀を目前にして、まさに、世紀末と云われる年になりましたが、引き続き、政治に経済に、そして社会のあらゆる面に、混迷の様相を呈しております。一方、米国の好調、そしてユーロ統一で、経済市場強化に向けてスタートした欧州との相違を見ても、今年こそ日本経済復活の転換の年にしなければ

ならないと思います。政治の混迷と、長期の経済不況等、私共が経験したことのないような厳しい経営環境の中で、会員の皆様方にはこの状況をいかに乗り切つて行くか、日夜のご苦勞とご努力にたいして敬意を表しますと共に更に頑張つて下さいと声援させていただきます。私は、昨年の「98新春の集い」の挨拶の中で、今年こそ多少のリスクを背負いながらも、恐れない勇氣で積極的に生きる道を拓いて行くという企業家精神を持って、厳しい新年を進んでいただきたいとお願い申し上げます。本年も更にこの気概をもつてご活躍下さいますようご期待申し上げます。また、今年の干支は卯年でございます。昔からウサギについては狡兔三窟といわれておりますように、賢いウサギはいざとい

目次 ●

新年のご挨拶	2
町田法人会 会長 岩波 弘介 町田税務署 署長 小澤 英一	
税を知る週間	4
公開講演会・ビッグバン時代を生きぬく知恵 (講演要旨) 講師/経営戦略コンサルタント 小宮一慶氏 法人会功績表彰・平成10年度 納税表彰	
法人会の社会貢献活動	10
福祉バザーへの参加	
法人税Q&A	12
減価償却関係	
地区会活動報告	14
会員企業の紹介	18
三井海上火災	
部会便り	19
委員会からお知らせ	23
研修事業報告・延べ参加者数は568人 会報作成研修会・法人会報が評価される	
税務署からのお知らせ	26
申告と納税は正しくお早めに	
短歌・俳句欄	27
平成10年度 税制改正	28
法人の減価償却、土地譲渡益課税大幅に緩和される	
東法連のビデオライブラリー	30
会員の皆様に無料貸出	
税制改正要望の陳情・編集後記	32

表紙のことば

「鳥の詩・ニューギニアにて」

(六曲屏風部分)

三橋 國民

今も薄暗い密林の風景は少しも変わらずそこにあった。行く手に大きな岩のような倒木が横たわっている。近づくと、突然羊歯のひと塊の中から真っ白な鳥が飛びだした。そして金属的な羽音を激しくたてて目の前を過った。細く長く伸びた奇妙な2本の尾羽の端がひらひらとゆれついていく。もしかすると、あれは50年前、ただひたすら国のためとのみ信じて散華し、土くれになった仲間たち——の化身かもしれない。

今年

うとぎのために身を守る穴を常に三つ持っているといわれております。現在のような不透明な時こそ、リスクを恐れずにこれを軽視しないで、常に次善の策を用意して経営することも大切な事と思います。少子高齢化が進み、雇用は日米逆転の4.4%の日本の失業率の中で、再び円高が進行しており、唯一の頼りの輸出も心配という状況です。

私はこのような時こそ私共法人会のコンセプトである、会員企業の繁栄と経営者の積極的な自己啓発の支援、更に税のオピニオンリーダーとしての提言活動の展開、租税道義の推進、更に地域社会の発展に貢献するという基本姿勢の具現化を進めて行きたいと思えます。

いずれにいたしましても本年は、21世



町田税務署 署長

小澤 英一

新年明けましておめでとございませう。平成11年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

社団法人町田法人会の会員の皆さまには、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

着任以来、半年が過ぎましたが、お蔭様をもちまして、当署の事務運営も順調に推移しております。

これもひとえに、皆さまのご支援とご協力の賜と重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年をふり返ってみますと、金融面では、4月に日本版ビッグバンの第一幕として改正外為法が施行され、12月には第二幕として投資信託の窓口販売が解禁されました。また、税制面では、2度にわたる所得税・住民税の減税と法人税率の引下げ、帳簿書類の電子データ保存制度の創設などの改正がございました。

このような社会・経済情勢の変化、特に高度情報化・国際化の進展は著しく、それに伴い税務を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

また、納税者の意識も確実に変化し、税に対する関心が高まると同時に税務行政にも厳しい目が向けられております。

こうした中で、私も税の執行に携わる者といたしましては、そのおかれている立場を十分認識し、税務行政の使命であります、「適正公平な課税の実現」に向けて一層努力してまいる所存でございます。

紀の境として、まだまだ激動が続く年と思われまます。どうか会員の皆様方におかれましても、ますますご健勝にてご活躍され、ご事業がご繁栄されますことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もすでに、個人事業者の消費税の確定申告が始まっており、まもなく贈与税の申告と所得税の確定申告も始まります。

確定申告期を迎えるに当たり、署といたしましては、「申告書は自分で書いてお早めに」をスローガンに、挙署体制で臨み、申告相談に訪れる納税者の方々に対しましても、申告相談が円滑に済むよう自書作成の推進についての広報を積極的に行っておりますが、社団法人町田法人会をはじめ関係民間団体の皆さまのお力添えなしに、この繁忙期を乗り切れることは到底困難でございます。

どうか円滑な税務行政の運営のために、格別のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人町田法人会のみならず、ご発展と会員の皆さまのご健勝を心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

ビッグバン時代を 生き抜くために (要旨)

去る11月10日、「税を知る週間」の恒例行事公開講演会がザ・エルシイ町田に170人を超える市民(会員)を集めて開催されました。

40歳という若き気鋭の経営コンサルタント小宮一慶氏の精力的な語り口に聴衆は魅了され、とても90分では物足りないほど内容の濃いものとなりました。

不況はまだ続く

私は現在、経営コンサルタント会社を運営していますが顧問先から景気の動向がよくわかります。

ある運送会社は、トラック運送部門は売上激減だが倉庫部門は反対に倍増している。またマンションのドアを専門に作っているある会社の受注が、今年3月以降はつたり止まっている。ドアは受注生産なので、すなわちマンションが売れていないことを物語っているわけです。景気はすぐに回復しないという話です。

今、銀行の資金調達ができなくなっている。富士・さくら・あさひなどは、海外で既に締め出しを食らっている。つまりドルの調達ができないということです。東京三菱・住友・三和・第一

1 当分景気は回復せず、金融危機は続く。

2 銀行、証券会社は「安全性」で選ぶ。

3 金融ビッグバンが本格的に始まった。

4 「強いものが勝つ」当たり前前のルール。

5 企業戦略はQ P S Cの組み合わせで。



勧銀・日本興業・三菱信託などは、シティバンクやチェイスマンハッタンに金利を払ってドルを借りている。先方は金利をもらって円を調達できるわけです。日本の国際流通利回りがゼロになったためにこの傾向はいつそう進んでいる。年末にかけてドル資金が不足し、またどこかの銀行が破綻する可能性は十分にあります。

一兆円の公的資金は 効果無し

有力ヘッジファンドLTCMの救済のために数千人の解雇をするなど思い切った方法をとるアメリカの金融機関は大変に対応が早い。この10〜12月期には恐らく黒字転換するでしょう。反面日本の銀行は対応も遅いし、政府が1兆円の公的資金を投入しても危機は脱するとは思えません。

例えば44兆円の貸し出しがある東京三菱銀行は、アジア向け4兆円の内どのくらいが不良資産になっているかわからないのです。仮に20%8,000億円としても、あつという間に公的資金の1兆円弱が一行で消えてしまうのです。このように金融システムが安定していない日本は海外では信用をなくしているのです。

皆さんは、銀行が大量の金を持っていると思われるでしょうが、実際は大変に資金繰りが厳しい。銀行は預かった現金を何度も貸し付けることによって、還流した預金残高は膨れ上がっていきまます。これを「信用創造」といいます。日本の銀行の総貸出額は600兆円あるが、現金通貨は50兆円しか無い。ですから、



ある銀行に信用がなくなつて取り付け騒ぎになつても、実際はそんなに現金があるわけではないのです。ですからこの年末あたりにニューヨークやロンドンでドルが手当てできなくなつた日本の銀行はかなり危ないといえます。

金融危機の行く末は？

さて、銀行・証券・生保が倒産するとうなるでしょうか？97年11月3日の三洋証券破綻を皮切りに始まつた金融危機。北拓・山一・徳陽シティとこれまで誰もが考えもしなかつたことが現実となつたのです。銀行がつぶれたら困るのはその借入先です。北拓の例を見ても、今までの貸付先を中央信託

銀行は引き継ぎません。つまり、次に貸してくれる銀行がないのです。今、信用保証協会の貸し出し枠が5,000万円に増えていますので皆さんにはお勧めしますが、これも無担保で貸しているのですから4〜5年先に貸し倒れてつぶれるところが出てくると思います。

2001年3月31日まではすべての銀行預金や金融債は保護されますが、それ以降は1,000万円以上の預金は保護されず、金融債については取り決めがありません。ですから、例えば危ない銀行の5年ものの利付国債などは買わないほうがよい。債権の償還日は2003年11月なのでそのときには紙屑になるかもしれません。

預金保護期限切れの2000年の始めになると、危ない金融機関には1,000万円以上の定期は誰も置かなくなり、預金も引き上げ始め金融危機が再燃すると思います。政府では野党が宮沢さんとその期限を2003年に延ばすように迫つても、それをイエスとは答えるわけにいきません。なぜなら景気が更に後退し、危機が続くと認めることになるからです。ですから皆さんには強い銀行を選べと言いたいのです。



証券会社がつぶれたら どうなる？

私の弟は、山一が破綻して株券を返してもらうまで3ヶ月かかりました。破綻後、山一の管理職の主な仕事は株券を数えることだったというくらい大手になる株券を預けてある。一社分が4トントラック一台あったそうです。

つまり現物取引をしなさいということ。買ったらず株券は預けずに引き取ること。売ったら預け金にせず引き取って手元に置くことです。

これからの金融機関を選ぶ基準は「安全性」です。株価で言うなら300円以下はだめ。ムーディーズや、スタンダード&プアーズの評価BBB（トリプルB）以上を選ぶべきです。

手数料の 値下げ競争が始まった

邦銀がびつくりしたシティバンクの1.2%という住宅ローン変動金利。一時は最低0.89%まで下がりました。同じ時期に邦銀は2.6%、最低でも1.625%だったのです。但し、米銀は顧客を選び、基本的には1億ドル（120〜140億円）単位の貸し出しを望むため、顧客は大手企業に限られます。年商30〜1,000億円位の企業が一番貸し渋りに困っているのです。

異業種との提携、 金融への参入

既にジャスコのような大手小売企業

が銀行業務に参入することを発表しています。何が何故でしょうか。小売業はPOSを活用したマーチャンダイジングはできるのですが、個人の情報は得られません。ところが銀行業務では個人のお金の動きから消費性向を具体的に得られ、タイムリーな販売促進策が実行できます。例えば、ボーナスが出ると、決まって霜降り牛肉をクレジットカードで買う顧客に、高級食材のDMが期を逸することなく配信できるのです。このような顧客と一対一の特別の関係を作り情報を蓄積する手法をデータベースマーケティングといいます。

「強いものが勝つ」 規制緩和のルール

「規制緩和」で起こる絶対のルールとは、「強いものが更に強くなり、弱いものが減じる」というごく当たり前のことです。強いとは①他社との違いがあるか。②財務力があるか③ビジョンや理念が明確かの三点です。ある倒産した顧問先の社員の9割以上が強い会社の条件とは、「働く目的がはっきりしている」「仕事が面白く何のために働くかわかっている」会社だと明言

していました。リーダーが常に組織の目的や方向を説き、しんどいときに働く誇りを持てるか、自己実現ができるかが問題です。

ウインブルドンが日本にも?!

イギリス人のプレイヤーが活躍しなくなってしまうことになぞらえて、ロンドンの金融市場を「ウインブルドン現象」といっています。これと同じことが日本でも再現されると思います。銀行は10年、生保は15年それぞれ欧米のそれに比べて遅れています。地域密着型の静岡、八十二、七十七、駿河銀行等を除き外資系にやられます。

ハイリスク・ハイリターンの鉄則を知れ

特に200万〜500万円預けると大きなサービスがえられます。また、規制緩和により資金運用・調達の多様化といった現象が起ってきます。年利1%以下で資金調達ができたり、年率15%の利回りの運用などが現実起こっています。但し、ローリスク・ローリターン、

ハイリスク・ハイリターンの鉄則を教訓として忘れてはなりません。100億円単位のお金を例えばロンドンと東京の0.1%の金利差で動かして一瞬の内に数千万円のさやを抜くのが為替資金ディーラーの世界なのです。

QPSで時代を生き抜く

QPS (QUANTITY, PRICE, SERVICE, COST)を見直す。①QPSの組み合わせを変化させる。去年と今年は違います。マックは65円バーガーで50店舗新設します。②コストを下げる努力。終身雇用制によって日本は毎年コストが上昇する体質になっている。③顧客の目で考える。自分でQPSを決めずに御客さんに謙虚に耳を傾けること。景気が悪い悪いといっても日本のGDPは490兆円あり、一人あたりにすると中国の100倍です。市場は大きいのです。

もう一度「顧客第二主義」を

少子化の時代、一人一人の客の顔が見える商売で一生の付き合いをすること。時代が変わっても、客に物を買ってもらうというビジネスの本質は変わりません。常にQPSを考え客の欲しいものを追求すること。御客様第一主義を徹底することです。「いい営業会議」とは、客にどういうメリットを提供できるのかを徹底的に話し合う会議です。そのメリットを知らせるのが良い営業であり、「フルマなので買ってください」などは愚の骨頂なのです。

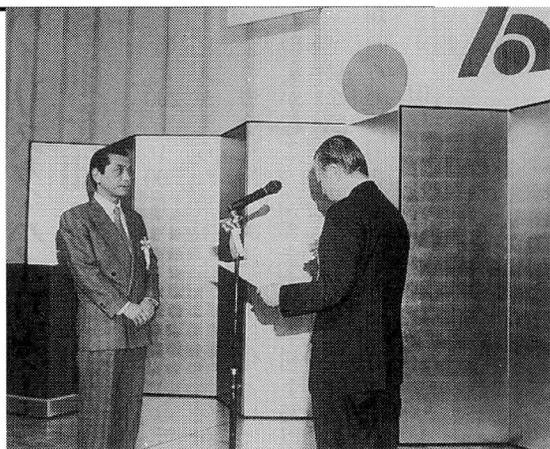
言い足りないことがたくさんありますが皆さんのご健闘を期待して終わります。

(文責・三橋)

ビッグバン時代を
生き抜くために

平成10年度 功績表彰(敬称略)

地区名	氏名	法人名
原町田第一	細野 敏雄	(有)和多屋
原町田第二	杉本 直通	相模塗料(有)
森野	植木 一弘	(株)弘文堂
中町	北村 紀一	(有)北村建築設計事務所
旭町	近藤 正士	(株)近藤油店
学園・大谷	足立 輝年	(株)足立石油
本町田	藤堂 進	(有)藤堂産業
金森・高ヶ坂	鹿志村 光禧	鹿志村青写真工業(有)
成瀬第一	川田 繁雄	東海住建(株)
成瀬第二	八木 和夫	(有)ポプラ総業
小川・つくし野	山下 守雄	(有)山下産業
鶴間	井上 真一	(株)八朗平
鶴川第一	岡本 栄次	(有)岡本建築
鶴川第二	草薙 芳弥	(有)くさなぎ酒店
鶴川第三	藤田 正之	(有)藤田彫刻工業
忠生・山崎	大久保 正	大久保電機(株)
忠生西	北中 一夫	(有)北中左官店
木曾	浅沼 高保	(有)まるかストアー
相原	吉川 愛次	(有)ヨシカワ文具
小山	青木 幸平	(有)大惣
源泉部会	西水 誠	(株)カイセ工業
青年部会	野村 順一	野村建設(株)
女性部会	坂田 弘子	(株)中野屋本店



平成10年度
法人会功績表彰式

公開講演会の会場で、法人会員に対する功績表彰が行われました。
今回の受彰者は次のとおりです。

いずれも永年にわたり法人会の地区活動に積極的に取り組んでいただいた方々で、各地区会長から推薦された皆さんです。

平成10年度 納税表彰授賞受彰者

平成10年度町田税務署長納税表彰式が、平成10年11月17日、ザ・エルシー町田で挙行されました。町田税務署小澤署長から、当会役員を含む14名の方々に表彰状または感謝状が贈呈されました。なお、本年は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行45周年の節目の年にあたり、併せて45周年記念税務署長感謝状贈呈式がとりおこなわれ3名の方が受彰の栄に浴されました。

また、10月29日には、東京プリンホテルにおいて、東京国税局長納税表彰式が挙行され当会の杉浦研修委員長が表彰の栄に浴されました。なお、杉浦研修委員長には11月25日、町田都税事務所中村所長より都税感謝状が贈呈されています。

栄えある表彰を受けられた方々はいずれも永年にわたり法人会あるいはその他の税務協力団体の要職にあつて、納税道義の高揚、税知識の普及に寄与された方々です。

「東京国税局長表彰」



株式会社 中野屋
理事・研修委員長
杉浦 信男 殿

「税務署長表彰」



相模工機 株式会社
理事・木曾地区会長
大川 健次 殿



株式会社 久美堂
理事・総務委員長
小川 忠克 殿

「税務署長感謝状」



有限会社 露木商店
理事・本町田地区会長
露木 實 殿



合名会社 平野屋金物店
理事・原町田第二地区会長
平本 勝哉 殿



有限会社 煎茶屋
理事・総務副委員長
村松 稠敏 殿



去る10月18日、町田市社会福祉協議会主催の「福祉バザー」に、今年も法人会が参加しました。当日は台風の影響が残るあいにくの天候により、開催場所が東急百貨店横駅前広場から健康福祉会館4階へ変更になり、雨の中準備に追われました。

「福祉バザー」に参加して今年で4回目になりますが、会場の変更は初めてで、健康福祉会館の会場の狭さと、何よりも駅前広場と比べて立地条件の悪さと天気の影響で、大幅な客数の減少に売上減を心配しつつ開場を迎えました。しかし始まってみれば法人会のブース前は50人ほどのお客様が殺到。正直に言って、思よりもやらぬスタートに気持ちを入れかえ、全員で粘りの販売に徹し、1点でも多く買っていただくようがんばりました。

昼前後に多少中だるみの時間帯があり苦戦しましたが、30分時間を延長し、何とか物品の8割方を消化して法人会売上は267,847円に達しました。多くの心配事を抱えての

「福祉バザーへの参加」

青年部会長 東條 実

今年の福祉バザーでしたが、早速売上金全額と残った物品を町田市社会福祉協議会に寄付させていただきました。

今回も福祉バザー参加にあたりまして、多くの法人会会員の皆様からたくさんのお品物のご寄付とご協力をいただきましてありがとうございます。おかげさまで社会貢献の目的を果たすことができました。

どうして福祉バザーなのか

社会貢献活動として福祉バザーに参加するきっかけは、平成7年7月に開催された、第9回法人会全国青年の集い・北海道大会の部会長サミットで、「法人会に相応しい社会貢献の在り方」をテーマにテーブルディスカッションを行ったときです。討論の要旨は、法人会の基本活動の3本柱を社会貢献として認識し、「それぞれの地域の一員として地域社会への貢献活動（税以外の分野）を行う」について、法人会活動の今後めざすべき新しい方向性であり、地域に対

会場の変更にもかかわらず大勢の方が訪れた。



して貢献し還元することが法人会の存在意義を高め、納税意識の高揚と会活動の充実につながるという内容でした。今後青年部会が親会役員の方々と地域貢献について十分討議し、先鋒となって課題に取り組みことを願う部会長サミットは閉会しました。

地域貢献については、「税を納めることが一番の貢献である」、「他の団体が行っている」などの意見や、それ自体環境問題、教育問題、福祉問題等の中の広い問題ですが、青年部としてはフットワークよく何かを始めてみようかと検討してみました。

予算的に大きな事業はできないが、法人会は全国で130万社、町田法人会においては約4,000社の非常に大きなスケールメリットを有しているので何か活用できないかと考えました。そこで浮かんできたのが、社会福祉協議会主催の「福祉バザー」でした。「福祉バザー」は会員の協力を得て自宅などで埋もれてしまっている物品を一点ずつでも収集できたなら、法人会全体では膨大な量に達し、中

心街にて販売できることは法人会のPRにもなり、収益は社会福祉協議会を通じ広く町田市内で活用していただける地域貢献事業でした。早速岩波会長を交え討議し、女性部会の協力を得て、各地区会長をはじめ会員皆様に物品を協力していただき、平成7年11月に初めて福祉バザーに参加したのでした。回を重ねるごとに法人会専用のブースができ、名入りのテントや袋を作り、袋には税の解説のチラシを入れPRも行う「福祉バザー」参加の体制が出来上がっていきました。



法人会のコーナーは良品がそろっている。





減価償却関係

Q. 平成10年4月1日以降に行った建物に対する資本的支出の取扱い

当社（3月決算）は従来から建物の減価償却の方法については定率法を採用しておりますが、平成10年9月20日に、同年4月1日以前から所有している建物に対して資本的支出を行いました。この場合、平成10年度の改正において建物の減価償却の方法が定額法のみとされたことから今回の資本的支出部分については定額法によることとなるのでしょうか。

A. 法人が資本的支出の対象とした建物に対して採用している減価償却の方法（質問では定率法）により償却計算を行います。

（解説）

建物について支出した資本的支出の金額の償却は、当該建物の償却方法により償却が行われることとされていますので、資本的支出が平成10年4月1日以後に支出されていても、当該建物が平成10年4月1日前に取得した建物である場合には、当該建物について支出した資本的支出の金額を建物の取得価額に加算した上で、当該建物に対して採用している減価償却の方法により償却することとなります。

ただし建物の増築、増階は、建物の取得に当たることとなりますので注意が必要です。

Q. 既存建物に対する改正後の耐用年数の適用の有無

当社（3月決算）は従来から

鉄筋コンクリート造の事務所用建物について、定率法により耐用年数65年の償却率を適用して減価償却を行って行きました。一方、平成10年度の改正において建物の耐用年数が短縮され、鉄筋コンクリート造の事務所用建物の耐用年数を50年とする改正が行われています。このような場合、短縮された耐用年数を当社の既存の建物について適用してもよいのでしょうか。

A. 平成10年4月1日以後に開始する事業年度から改正後の耐用年数が適用できますので、ご質問の場合には、平成11年3月期（平成10年4月1日～平成11年3月31日）から適用することができます。

（解説）

Q.

古資産の見積耐用年数を簡便法により算定している場合でその後法定耐用年数が短縮されたときの取扱い

平成9年3月期に建物の中古資産を取得して、その見積耐用年数を簡便法により算定しています。平成10年度の耐用年数省令の改正により建物の法定耐用年数が短縮されましたが、税制改正前に取得した中古資産について、再度、見積耐用年数の見直しを行うことは認められるでしょうか。

A.

税制改正前に取得した建物の中古資産についても、再度、見積耐用年数の見直しを行うことができます。

(解説)

平成10年度の耐用年数通達の改正に伴い、法人が中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度後においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の耐用年数省令の

規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎としてその資産の耐用年数を簡便法により再計算をすることが認められます。なお、この場合の再計算において用いられる経過年数はその中古資産を取得したときにおける経過年数によることとなります。(耐用年数通達157)

また、上記通達改正に伴う経過的取扱いとして、平成10年4月1日前に開始した事業年度において取得して事業の用に供した中古の耐用年数を平成10年度改正前の耐用年数通達152(中古資産の耐用年数の見積の簡便法)の取扱いにより算定している場合には、その中古の建物の耐用年数について平成10年4月1日以降の最初に開始する事業年度において平成10年度改正後の上記耐用年数通達157の取扱いを準用して耐用年数の再計算をすることが認められます。

平成10年度の耐用年数省令の改正において、建物の耐用年数がおおむね10%〜20%短縮され、最長でも50年とされました。ご質問のとおり、鉄筋コンクリート造の事務所用建物の耐用年数も65年から50年に短縮されています。この改正後の耐用年数は、新たに取得する建物にかかわらず、すべての建物について、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。したがって、ご質問の場合も、貴社の平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、耐用年数65年の償却率に代えて耐用年数50年の償却率を適用して減価償却費の償却限度額の計算を行うことができます。

なお、平成10年度の改正において、建物の減価償却方法を定額法のみとする改正が行われましたが、この改正は、平成10年4月1日以後に新たに取得された建物についてのみ適用されますので、既存の建物は従来どおりの償却方法(質問の場合、定率法)を適用することとなります。

Event Event

地区会のイベント



相原地区会
フリーマーケットに参加

「素晴らしきかな相原

我が町の法人会」

「いくらにしようか」「そうだねえ」

「売れるかねえ」「こんないいもの
出してくれたんだ」「売っちゃうの
もつたいないねえ」会員が持ち寄つ
た品々がいっぱい並ぶ白いテントの下。
楽しさよりも不安とはずかしさで会

話と動きにぎこちなさが見える、オ
ジサンたちの初体験の始まりだ。台
風で一週間延びた秋晴れの10月25日、
相原で開かれたイベント『相原あれ
これ夢広場』の会場の一角に大きな
看板を掲げ、「ふるしき市」即ちフ
リーマーケットに参加した我が法人
会相原地区会の朝のちよつとした風
景です。

普段より『法人会は地域と共に、
その地区会は地域密着で、地域活性
化の担い手に』と唱える田中会長の

発案で、相原商業活性化の会が主催
する『相原あれこれ夢広場』を後援
の形で参加、町田市、町田商工会議所、
環境庁などと一緒に後押しし、今まで
になかった法人会の地域活動だ。

「我がまちは緑なりき」をキャッ
チフレーズに相原の緑と共生できる
活性化を目指したこのイベントは、
だれもが参加でき、人を喜ばせ自分
も楽しむのが基本と言う「ふるしき市」
を中心にいろいろな催しが繰り広げ
られる、相原の新しい祭りとして毎
回大いなるにぎわいを見せている。

そんなイベントに飛び込んだ地区
会の面々、午前10時にはもう会場は
溢れるばかりの人、ひと、ひと、値
段も付かないうちにお客さんとのや
り取りが始まった。お客さんと言っ
てもいつも顔を見ている近所の人達、
「ワァー安い」だの、「これじゃ高く
て売れないよ!」「これは200円、あ
れは500円、「お客さんが勝手に値段
をつけて勝手に買っていく、世間話
をしていく人、コーヒーの差し入れ
をしてくれたどこかの若奥さん、和

気あいあいと楽しさ溢れながらアツ
と言う間に時間が過ぎた。「あれ！？
きようはこんなところで何してるの
さあ」近所のおばさんが冷やかしの
やって来た。「今日は法人会でフリ
ーマーケットなんですよウ何か買っ
て安くしちゃうから」まじめに一生
懸命の役員さんにおばさんがこう尋
ねた「買うのはいいけどさあ一つ聞
いてもいい？ホウジンカイって何な
の？」

『相原あれこれ夢広場』にて

(青木幸雄)

EVERYDAY 中町地区会バス研修会報告 「芸術の秋と松茸づくしの旅」

10月7日、待望のバス研修会の日
がやってきた。前日の天気予報では
雨かもというのでなんとか今日1日
降らずにと願っていたがその甲斐あ
って曇っている。集合場所に行くと、



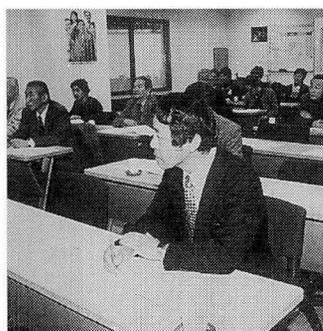
税務署の工藤第四統括官、佐藤上席
指導官を始め、地区会の参加者がほ
んど集まっておられた。定刻に出発、
最初の目的地昇仙峡へとバスが中央
高速を進む中、早速研修が始まった。
佐藤上席指導官により、手作りの税
金クイズを1問づつ読み上げ、また
回答を説明していただいた。その際、

クイズの中に酒税の問題があり、また、
高速道路を走っていたこともあり、誰
からともなく、今はサービスイリアで
酒類を売っていないが昔は売っていた
とかいなかったとかという話になった。
さて、工藤統括官、佐藤上席指導官を
はじめ車内の誰も確かなことがわからず、
結局佐藤上席が帰路までに問い合わせ
ることで一時預かりとなった。皆さん
クイズに熱中しているうちにバスは甲
府昭和ICを出て、紅葉には少し早い
山や溪谷を眺めながら、昇仙峡に到着
した。全員で記念撮影後、自由行動と
なり、溪谷両側の土産物店を覗く人あり、
ケーブルで山頂へ登る人あり、私は山
頂へ登ってみた。未だ空は薄曇りだっ
たが山々の紅葉と南の方に薄く富士山、
その手前に甲府の町並み、右手にはア
ルプスの山々が見え、日頃町田で生活
しているのと違い、空気もおいしく、
生き返ったような感じがした。下山し
て再びバスの人となり、途中土産店に
寄った後、お楽しみみの松茸料理の昼食
となった。混雑の中だったが、今回
の目玉商品だけあって十分満喫でき、

皆さんも満足されたことと思う。食事後、市内の美術館見学を終わるころには雨が降り出し、勝沼でのぶどう狩りは残念ながら休憩室での試食となった。最後にワイン工場で試飲を楽しんだ後、お土産を求め、とっぷり暮れた中央道を町田への帰路についた。帰りのバスでは、佐藤上席指導官に先ほど預かりとなった問題について自ら町田署経由海老名サービスエリアに問い合わせた結果を説明していただいた。また、税金クイズの成績上位の皆さんには会よりお土産をお渡しした。

準備からご協力いただいた役員の方皆さん、また、お忙しい中参加してくださった会員の皆さん、盛りだくさんで忙しいバス研修会となりましたが、ご協力ありがとうございました。来年も役員一同新しい企画を考えていきますのでお誘い合わせの上多数の会員の参加をお願い致します。

(栢沼貞雄)



12月18日午後4時から
法人会事務局にて16名参加
「相続税・贈与税の概要」

Event
中町地区会
税務研修会

Event
本町田・学園・大谷地区
合同バス研修会

「昇仙峡とぶどう狩り」

本町田、学園・大谷地区合同でバス研修会を去る11月4日に実施した。

当日は秋らしい好天に恵まれ、紅葉もそれらしく美しく、実に素晴らしい旅となった。参加者も、本町田地区、27名、学園・大谷地区32名とまずまずの参加者となった。バスの車内も和気あいあいと、恒例の税金クイズも85点の最高得点者1名と80〜60点位が多数いた。研修をして頂くのが目的ですから、出題前に講義をしてそれが大変参考になったのかもしれない。例事のない出色の出来だった。

その後、ビデオによる相続税の研修も実施し、参加者が全員真剣に見ていた。これも解放されたバスの中でも、少しは勉強しようとする気持ちの顕れで、まずは法人会ならではの



本町田、学園・大谷地区会の皆さん

の事と思う。

目的地の昇仙峡は紅葉の最中であつた。元来針葉樹が多いところでもあり、紅と緑のコントラストが素晴らしかった。欲を言えば例事のように寒暖差があればもっと良かったのかも知れない。

次にぶどうヶ丘のワイナリーを見学ぶどう狩りを楽しんだ。ぶどうは甲斐路とかで良質な新種だそうだが、時期が遅いので、多少寂しいのは禁じえない。それでも満腹になるほど楽しみ、ぶどうの食い納めをしてきた。帰りの車内では幹事持参のビデオなどかけながら、楽しい一時を過ごすことが出来た。

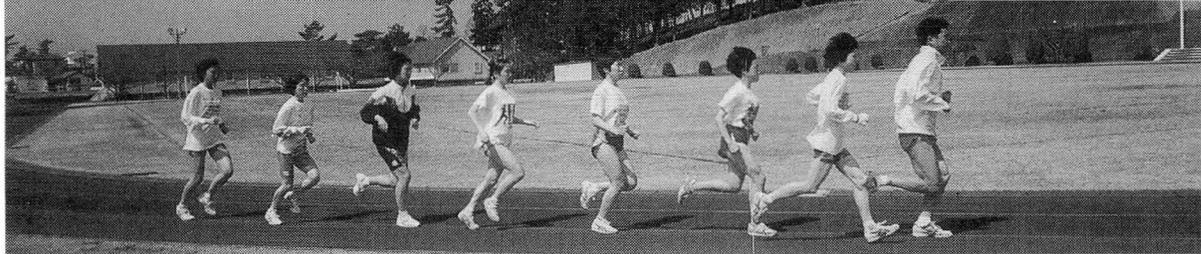
また、両地区とも皆元気に帰ってくる事が出来、次回を楽しみにしているとの声も聞かれた。

(佐瀬三郎)

Event 成瀬地区合同役員会 並びにミニ研修会

成瀬第一、第二地区合同役員会を12月11日午後7時より開催。成瀬第二地区八木正雄会長、並びに本部八木要副会長より挨拶をいただきました。会員増強について、各地区役員は目標達成に向け協力する旨の説明がありました。次に公務のお忙しい中、町田税務署より、土屋統括官、佐藤上席指導官が出席して下さいました。佐藤上席指導官より「法人関係」「消費税関係」「印紙税関係」「その他間接諸税」について分かりやすい説明があり意義ある勉強会となりました。会議後の懇親会は地域の情報交換などに話が尽きず、定刻を過ぎ、9時半に終了しました。(参加者29名)

(足立栄三)



あなたの街の 会員です Member

三井海上 女子陸上部

応援してください、 女子駅伝チーム

町田市南大谷にある三井海上火災の玉川研修所内のグラウンドで、7年目を迎えた三井海上女子陸上部が練習を重ねています。

総勢9名の少数精鋭のチーム、3年前ぐらいから練習の成果が顕れ、1昨年の全日本実業団女子駅伝で5位。昨年の東日本実業団女子駅伝でも5位に入賞し、全日本の大会に出場が決まっています。

9人の選手の中には、昨年の東日本大会で区間賞をとった渋谷陽子さん。一昨年のベルリン大会マラソンで4位に入った市河麻由美さん。ジュニアのハーフマラソンの日本記録を持つてい

る秦由華さんと、優秀な選手がいます。女子駅伝は、6人でタスキをつないでいく競技でチームワークが大切です。9人しかいない選手の中で、1人でも欠けると出場が危ぶまれるので、けがや病気が一番心配です。

練習は月曜日と土曜日で、朝は6時から1時間位その後出社。午後帰寮してから3時半〜6時頃まで、鈴木秀夫監督のもと、アップから練習、クールダウンまでメニューが続く。

300mのトラックを何周も黙々と走る、コーチがペースメーカーとなって一緒に走り1kmや3kmの平均タイムを身体で覚えます。駅伝では、コースによって異なりますが1kmを3分〜3分15秒で、マラソンでは3分30秒を目標に走ります。



靴は、片足で120グラムと非常に軽いものを使います。選手は走ることが好きで、苦にならないようですが、一番大変なことは、厳しい食事管理で体重をコントロールすることです。

これからも駅伝やマラソンに出場をしますので、町田市にある「三井海上女子陸上部」を皆様ぜひ応援してください。

(成瀬第二地区会 三石四三男)

三井海上玉川研修所

東京都町田市南大谷703-1
TEL:042(725)9672



会員を紹介します。ご寄稿には、事務局宛ご一報ください。次回の発行は3月予定です。



部会 便り

「味覚と芸術の秋を訪ねて」

秋も深まった11月5日、女性部会一行は佐藤指導官の同行にてあさ8時山梨へと出発。八王子郊外の街路樹もちらほらと紅葉しはじめていた。相模湖から中央高速へと…。神蔵部会長さんの挨拶があり、続いて佐藤指導官のお話。バスの中で少しでも税の勉強をとさっそくミニ研修会となった。

11月の税を知る週間にそなえて町田博子さん（町田出身の女優さん）出演の相続税に関するビデオや印紙税、酒税、又12月1日に導入されるたばこ税等について勉強した。

さて一行は山肌を彩る紅葉、ひなびた温泉、赤く色づいたりんご畑を眺めながら美術館へと向かった。バスが到着するとそこに待っていたのは近くのケーキ屋さん。

「フレンチミレーロール」と名づけられたケーキを社長自らが販売。瞬く間に数十本のロールケーキが売れ、社長もにこにこ顔。

景気（ケーキ）の回復につながれ

ばよいのだが…？

芸術の森公園、山梨県立美術館では「自然に帰れミレーと農民画家の伝説」展が開催中。平日にもかかわらず館内は満員。

自然とともに生きる人間を描いたミレーとその周辺の画家の作品が世界中から集められていた。「落ち穂拾い」「種をまく人」「夕ぐれに羊を連れ帰る羊飼いの作品は、その雄大さに自分が絵の中にすいこまれていくようだった。

なんといってもみどころは「鶏に餌をやる女」この作品は農作業というより生活の一場面を映し出した穏やかな優しいものとなっている。思わず絵はがきを買ってしまった。

美術館をあとにバスは今日の食事所である由緒ある旅館若神楼へと…。少し小高い所にある旅館の大広間からは甲斐の山々が眺められる。また日本料理に舌づつみし昼間のビールは頬をピンク色に染めた。

平成10年8月にオープンしたばかり

女性部会・見学研修会 税務研修会

部会 便り

の明野村にある、山梨県フラワーセンターで記念撮影。小さなパンジーが寒そうに風に揺れていた。

帰り道、ぶどう園、そしてふじっこワイナリーにも立ち寄り試飲したり、おみやげを買う。閑散としていたバスの棚の上もいつの間にか土産ものでいっぱいになっていた。

ビンゴゲームで楽しみ、信玄餅のおみやげに皆満足顔。実のある大きな一日が終わった。

秋の日はつるべおとし。いつの間にかあたりもとっぷり暮れて山梨のまちに思い出がまたひとつ…

(青戸栄子)

とある師走の研修会

冬の雨の降りしきる中で、今年最後の行事としての「税務研修会」が会員40名の参加を得て、定刻より始まりました。

「主婦をめぐる税金」と云うタイトルの資料が配付され、講師、町田税務署加賀副署長より、緊張をほぐしながらの「税金講座」が進められました。

第一番目の、私も知っているつもり「所得税関係」は、納得しながら聞き、又来る確定申告の事をふと思い出しました。

次の相続税額軽減の計算方法の勉強は、私としてもいつか来る相続問題のため、ひとつ、ひとつ、うなづきながら聞き入りました。でも、やはり一番の難関は「遺産分割協議書」を作るまでの混沌とした人間関係にある様に思えます。

こうした相続税の計算方法の講義は、今までに無かった経験でしたので、本日の貴重なお話に感謝致しました。

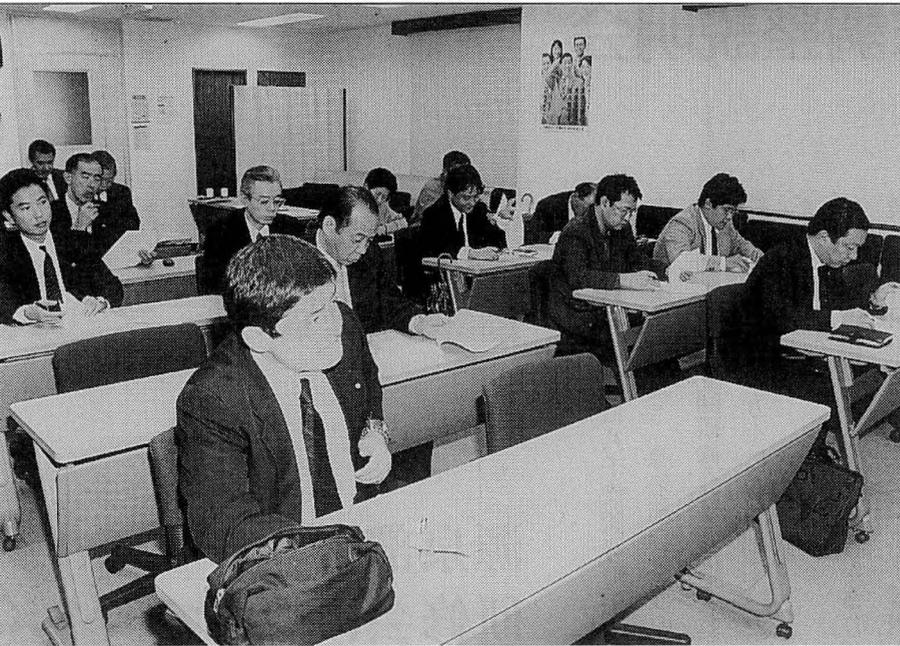


講師を担当された副署長

女性部会研修会参加の皆さん

それから、第二部の勉強会は、全法連と提携して27年と云う、大生命とAIUの大型保障制度の歴史や、種類を分かりやすく説明して頂きまして、時の立つのも忘れる程でした。

(玉方いよ子)



青年部会● 税務研修会

「集まれ！
若き経営者達よ」
に参加して

毎年実施しております青年部会主催の税務研修会が、10月27日町田法人会事務局におきまして開催されました。

今回は「相続財産が未分割の場合の申告手続きについて」というテーマで講師に町田税務署資産税第1部門の株元統括官をお招きしました。内容は、(1)相続税の申告手続き(亡くなつて、相続分割をしてから10ヶ月以内)、(2)未分割遺産に対する課税の事例研究、(3)配偶者の税額軽減の特例にかかる事例研究、(4)遺産の再分割と課税関係、(5)遺産分割の違いによる課税関係、などについて講演され、特に(5)につきましては参考になるところが多く、例えば、相続財産が6億円の場合で相続人が2人(長男・次男)で長男に寄与分1億円があつた場合…



6億円・1億円・5億円、この5億を2分の1(2.5億)づつ分配する。よつて長男は2.5億円・1億円・3.5億円、次男は2.5億円が課税対象となります。

しかしながら、「遺言状」があつた場合などは、この遺言状に対し異議申し立てすることもでき、親族間でもトラブルが発生する原因となっているので、遺言状でも十分な配慮が必要であるというのが素直な感想でもあり、相続税は身近な問題でもあると実感いたしました。

(岩崎 正)

源泉部会●年末調整説明会

部会 便り

源泉部会 研修会について

去る11月16日に八千代銀行町田支店会議室において、源泉部会主催の平成10年度第3回研修会が開催され、約80社の担当の方々に参加していただきました。

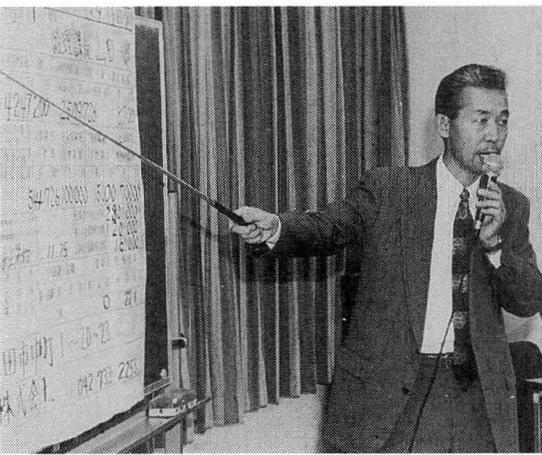
はじめに相馬部会長より挨拶があり、続いて町田税務署法人課税第2部門の中村統括官の挨拶を頂き、早々に研修に入りました。

最初は国税庁作成の「年末調整のスライド」を見ていただき、次に個人課税第1部門古木上席調査官による「支払調書の提出について」の説明、また「給与支払報告書の提出について」を町田市役所市民税課の佐々木係長

より、図解入りで細かく説明をしていただきました。最後に法人課税第2部門佐藤上席調査官による「年末調整について」の説明があり、源泉徴収額からの特別減税控除、通勤手当の非課税限度額の上限の引き上げ等、事例をあげながらの説明で、わかりやすい研修会になりました。

また、研修終了後には個別に各担当者へ、自社の実例をあげながら質問、それに対する事務処理など懇切丁寧に指導を受けていました。

(長尾 誠)



挨拶される中村統括官

源泉部会研修会 会場風景

秋は講習会シーズン 延べ参加者数は568人



秋の研修事業は、9月7日より初級簿記講習会を初めに、実務簿記講習会、パソコン教室、マルチメディアパソコン体験教室を実施しました。パソコン教室では、おなじみのエクセルを使用した教室を実施したところ、募集定員の倍近い応募があり教室を追加しました。

また今年3回目の新規事業「マルチメディアパソコン体験教室」は、データベースソフトを活用しての顧客管理やワープロソフトの実用編とアップルコンピュータでチラシや広告を作成する教室を用意して開催しました。

第20回 初級簿記講習会

9月7日から11月9日 毎週月曜日
 延べ参加数141名

修了者名簿 (13名 敬称略)

- アイワエンジニアリング(株) 荒木 茂実
- オフィスサコウ(株) 酒向 智絵
- (株) 金子組 成澤 光代
- (有) 建築事務所・久 高橋 和枝
- (有) シノヘ企画センター 高橋千恵子
- 竹丸造園センター(株) 林 浩子
- (株) トネパーツ 井上 真弓
- (有) 豊川工業 豊川 晴美
- (株) ニック 西川 芳雄
- (株) ニック 西川 典子
- (株) 宝英地所 横溝 知美
- (株) メックス 宮本真弓子
- (有) ロイヤルコンセプト 林 伸光

受講生の皆さんから

- ◎こんな便りをいただきました。
- ◎経理の流れがわかってきました。
- ◎仕訳についてはそれなりにわかった



ではいるのですが、見慣れぬ科目が出てくるとそれで迷ってしまいます。また、期末整理(勘定科目の振替)は、ほとんどわかりませんのでそこを勉強したいです。
 (6回目)

- ◎合計が合うと快感になります。
- ◎この講習をきっかけに日商検定を受けるための準備を始めています。
 (9回目)

第17回 実務簿記講習会

9月11日から11月13日 毎週金曜日
延べ参加数108名

修了者名簿 (11名) 敬称略

竹丸造園センター(株) 宮川 博行
竹丸造園センター(株) 堀田 信子
(株) ダイヘンテクノス東日本 坊野 章
(有) 田園都市環境開発 齊藤 光男
(有) 豊川工業 豊川 晴美
(有) 南陽開発 南雲 藤江
(株) 宝英地所 横溝三三代
(株) 松田設備 松田 知美
メソッドエレクトロニクスフアライースト日本支店
ヤナミ塗装工業(有) 佐々木里恵
大孝 明美
アトリエ無伴(有) 岸川 充

第6回 パソコン教室

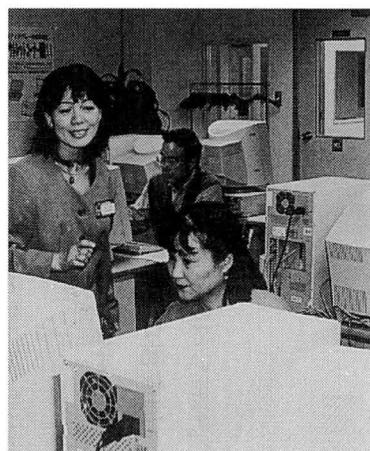
9月17日から10月22日
10月29日から12月3日 毎週木曜日
会場・町田経理専門学校二号館
延べ参加数291名

修了者名簿 (49名) 敬称略

(有) アーム・サービス 白井 隆
アジア器材(株) 岩佐 恵子
アジア器材(株) 金子くに子
アジア器材(株) 鈴木 落子

アジア器材(株) 古越 良子
(有) 厚木山田宝飾 山田 裕子
(有) イクドール 加瀬 正
石井建設(有) 石井 洋一
(有) いちのや 渋谷 弘
(株) ヴォックス 河原 弘明
(株) エーゼットシステム 彦坂 文子
(有) エムケイ 西山美加子
(株) 奥運送 秋元 悟
協立測量設計(株) 対馬 正巳
協立測量設計(株) 栗原しげよ
(有) 木下電業 木下利津子
近代建設(株) 半沢 弘美
(株) 広洋建設 嘉向りつ子
(有) 小山管理サービス 小山 典子
(株) 五智産業 中村 直子
(株) 五智産業 分藤 芳子
(有) 渋谷グリーン 渋谷 満
(有) 末野土木 黒田 清美
(有) 須崎書店 須崎 恵一
(有) 総合舞台テクニカルセンター 仙台久美子
(有) 総合舞台テクニカルセンター 前田ゆたか
(有) 総合舞台テクニカルセンター 大井亜紀子
(有) 大惣 青木 幸平
(株) ツルマ通信 折原 純
(有) ティーアイエス 福島 仙子
(有) ティーアイエス 田中 芳重
(有) 田園都市環境開発 齊藤 光男
(有) 東京臼杵運送(株) 上野 峰子
(有) 豊川工業 豊川 秀樹
日本電話設備(株) 山田 玲子
(有) ひふみ化粧品店 笹谷 勝樹

古越 良子
山田 裕子
加瀬 正
石井 洋一
渋谷 弘
河原 弘明
彦坂 文子
西山美加子
秋元 悟
対馬 正巳
栗原しげよ
木下利津子
半沢 弘美
嘉向りつ子
小山 典子
中村 直子
分藤 芳子
渋谷 満
黒田 清美
須崎 恵一
仙台久美子
前田ゆたか
大井亜紀子
青木 幸平
折原 純
福島 仙子
田中 芳重
齊藤 光男
上野 峰子
豊川 秀樹
山田 玲子
笹谷 勝樹



(株) プレシア 大塚 仁也
(株) プレシア 桜井 英夫
(株) ベにふじ 石川 一機
(株) ベにふじ 野田 常子
(株) ベにふじ 石川 玲子
(株) ベにふじ 花山 孝子
(株) 町田清掃社 山城栄美子
(有) メンズルウトコヤマ 小澤 浩幸
(有) メンズルウトコヤマ 加世田盛彦
(有) メンズルウトコヤマ 小山 昌代
(有) メンズルウトコヤマ 齊藤 敬子
(有) ヤマザキ 山崎まさ子
(株) 若林工務店 若林 悦子

第3回 マルチメディア

パソコン体験教室

「データベースを活用して顧客管理・ワープロソフトを活用・イラストレーター(Mac)他」

11月4日から11月17日
会場・メディアバレー町田店(旧トポス)
参加数28名

初めて武田孝雄氏に会報の添削指導を受けてから4年。ようやく合格点を頂き、広報委員の努力が実った。

平成10年度会報作成研修会が11月24日、虎ノ門パストラルにて開催。東法連49法人会で会報作成に携わる広報委員150名が参加した。当会からは、木目田委員長、市川副委員長と事務局員の3名で参加した。

(市川)



第1講座「広報の意味と役割」

明治大学政治経済学部教授 小池保夫氏

第2講座「単位会会報添削の全体講評」

全法連広報室長 佐藤全弘氏

NKY編集プロダクション 山中一氏

全法連企画室長 丸田明彦氏

元日経連広報部長 武田孝雄氏

町田法人会報63号の講評

〔佐藤氏寸評〕

会報とはこのように作ればよいというサンプルのようによく出来ている。

特に編集後記は素直な文章で気持ちがよく出ている。全体によくまとまっているのに年4回発行というのが残念。

〔山中氏寸評〕

夢のあるいい表紙です。色の取り合わせもよく絵も題字も生きています。

裏表紙は町田の花を紹介したものです。これもなかなかうまい配置です。一つ一つの記事によく意が行き届いており好感の持てるレイアウトとともにレベルの高い会報となっています。



〔丸田氏寸評〕

内容、レイアウトともずっしりと存在感充分の見事な会報。どこかもう少し破れた所があると満点の作り。

〔武田氏寸評〕

法人会の活動が具体的に掲載されているので読者である会員にとっては参考になる会報だと思う。今後とも読者に親切にという気持ちを忘れずに会員のニーズを把握して、読者に期待される会報を作成していただきたい。

税務署からのお知らせ

申告と納税は正しくお早めに

所得税 2月16日から3月15日

贈与税 2月1日から3月15日

個人事業者の消費税・地方消費税

1月1日から3月31日までです

確定申告期間は税務署が大変混雑いたします。申告書は郵送によっても提出でき、来署による提出との間に効果の差はございませんので、申告書を作成された方のご協力をお願いいたします。なお、申告書の「控」が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して下さい。

申告書は自分で書いて早めに提出

「自書作成コーナー」拡大のお知らせ

税務署では「自書作成コーナー」等を設けて、ご自分で申告書が作成できるように、書き方のアドバイスをを行っています。

「自書作成コーナー」とは、確定申告書の記載方法が全く分からない方、ある程度は書けるが不明なところがある方等が、職員の指導を受けながら、

ご自分で申告書を作成するためのコーナーです。本年は、この「自書作成コーナー」を拡大し、税務署のプレハブ会場、各市民センターでの出張相談は自書作成を原則といたします。

この「自書作成コーナー」では、1人の職員が数名の方に対して、分からない点を丁寧にご説明いたしますので、安心してご利用できます。ご理解とご協力をお願いいたします。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受けられる方については、次のことが必要となります。

(1) 医療費の領収書を整理し、医療費控除の内訳書又は便箋等に、医療費を支払った年月日、治療を受けた人、医療機関名、治療の内容、支払金額（1月1日から12月31日までに実際に支払った分）を書き出し、集計を行う。

なお、領収書は申告書に添付することになりますので、紛失しないよう注意願います。

(2) 医療費の補填金（健康保険からの給付金、高額療養費、生命保険・損害保

険等からの入院・通院・手術等の給付金、出産時の給付金等。年内に支払った医療費に対応する給付金等で未だ受け取っていない分も含む。）の調査。

税務署の駐車場は利用できません

税務署の駐車場は、プレハブ相談会場が設置されるため、4月上旬まで利用できません。また、周辺の道路は駐車禁止のため、自動車でのご来署はご遠慮下さい。

●所得税・消費税についてのお問い合わせは、**町田税務署（727211）**へ。

期限を守って、きちんと納税

忘れていませんか？**消費税の中間納付** 消費税及び地方消費税の申告・納付は期限内にお願いいたします。

納期限を過ぎると滞納となり、延滞税（年14.6%）が加算される上、滞納処分をうけることもあります。

一度に納められない場合は、お早めに税務署に相談して下さい。

俳句の部

(株) 宝木堂 三橋 國民

石彫の 槌にぎる掌に 冬走る

NHK学園大石彫像の制作開始

紅葉の きたらざる日を 語りしが

ある友の訃報に

(株) アローエンタープライズ 矢沢 武

落鮎の 瀬音に風の まつはり来

鯖雲や 海女衣干される 舟溜り

(株) 堤ビル 堤 敏栄

咳せわいて 電話のむこう 病む気配

寺の名の 駅のりつぎや 石路の花

(株) 三興 渋谷 清

竹人形の 里静まりて 竹の春

ワイングラスに 映る安らぎ 燈の紅葉

(株) 日経コンサルタント 丸山 藤夫

天高く 縦に伸びしか 原町田

作業衣の 濡れて現場や 寒の雨

(株) 昌電舎 佐瀬 さち子

秋日和 休日のなき 畑仕事

秋の嶺 一步移れば また開け

(有) 加藤電機 加藤 美恵子

掃けば散る 散れば掃く庭 柿紅葉

掃き残しの 落葉が遊ぶ 夕早し

(有) 理容ひかる 眺 ハツエ

主逝き 柿の木残る 廃家かな

軒先に 雀ふくらむ 冬の朝

(有) シマノ 島野 好子

石路の花 箒目正し 石ひとつ

手編する 夜寒の指に 灯をからめ

(株) 東京トロン保健センター 三沢 靖代

小春日や 母の幾とせ 華やげり

コスモスや 散りゆく闇の 蒼かりし

(株) マツヤマ 東條 節子

山粧う 中山峠 雨のなか

華やぎて かえで並木の 空が澄む

(株) 町田電子計算センター 玉方 いよ子

秋草と 同じ軽さの 身なりけり

石路の花 声にかすかな 不満あり

短歌の部

(株) 飯田機械産業 飯田 重利

安太多良に 千年越ゆる 櫻あり

孫ひこ櫻も 天覆おほひ咲く

杉木立に 暗き斜面の 石段を

登り日向薬師の 古殺に詣す

(株) 鈴加 鈴木 サダ

旅立ちの ときめきのせて、友人と

語りつづけて 早一夜すぐ。

五姉妹の末 故ゆえやさしく、あつかわれ

生き残りて、いま墓前にて礼。

短歌 俳句欄

法人の減価償却、 土地譲渡益課税 大幅に緩和される

Q & A 事例紹介

1 建物の償却限度額計算

例題

Q 当社の平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの事業年度における所有する建物の内訳は、次のとおりです。当期の償却限度額はどのようになりますか。

① 種類	鉄筋 コンクリート造 店舗用	鉄筋 コンクリート造 事務所用
② 取得価額	5億円	4億円
③ 未償却残高	3億円	4億円
④ 耐用年数	39年	50年
⑤ 事業供用年月	平元・4	平10・10

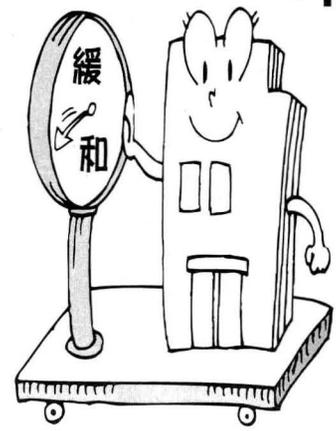
⑥ 鉄筋コンクリート造の店舗は平成10年9月に3,000万円の資本的支出をしている。

⑦ 当社は、建物の償却方法について定率法を選定している。なお、償却率は次のとおりである。

	定額法	定率法
39年	0.026	0.057
50年	0.020	0.045

平成十年度改正においては、すでに大筋はご紹介していますが、今回は法人の減価償却および土地譲渡益課税について事例に基づき説明します。

A 建物についての償却方法は、平成十年度税制改正前においては、定率法と定額法の選択適用となっていました。平成十年四月一日以降新たに取得する建物については、償却方法が定額法に限定されることになりました。



また、資本的支出部分は既存建物の償却方法に従うこととなつていきますので、既存建物が定率法であれば資本的支出部分も定率法で償却することになりました。

なお、建物の耐用年数については、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から短縮されています。

- (1) 店舗
- ① 3億円×0.057=17,100,000円
 - ② 3,000万円×0.057× $\frac{7}{12}$ =997,500円
 - ③ ① + ② =18,097,500円
- (2) 事務所
- (4億円-4,000万円)×0.020× $\frac{6}{12}$ =3,600,000円

2 一般(長期所有) 土地譲渡益追加課税制度の停止と損益通算

例題

Q 平成十年度税制改正により、平成十年一月一日から同十二年十二月三十一日までの間に行われた土地の譲渡等(短期および超短期所有土地の譲渡等に該当するものを除く)については、一般(長期所有)土地譲渡益追加課税制度が適用されないこととなりました。

当社の平成十年三ヶ月期においては、平成九年十二月三十一日以前の土地譲渡利益の合計額は二〇〇万円ですが、平成十年一月一日以降の土地譲渡利益金額の合計額は▲九〇万円です。

この場合、平成十年一月一日以降の土地の譲渡等については一般土地譲渡益追加課税制度が適用されないことから損益通算は認められないのでしょうか。

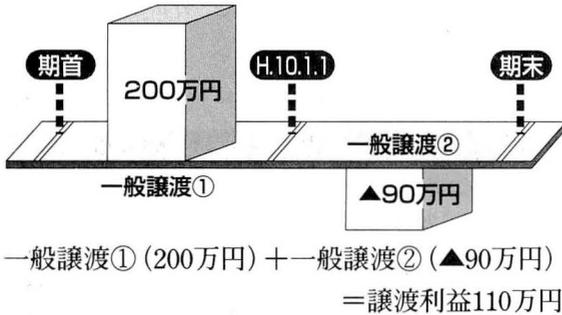


損益通算は認められません。

A 平成十年一月一日を含む事業年度において、平成九年十二月三十一日以前および平成十年一月一日以降に土地の譲渡等があった場合で、平成十年一月一日からその事業年度終了の日までの間の一般土地譲渡利益金額の合計額が赤字の場合には、その期間において行われた土地の譲渡等について、その赤字の額とその事業年度における平成九年十二月三十一日以前の一般土地譲渡利益金額の合計額とを損益通算することとされています。

したがって、次のとおりとなります。

- ①平成9年12月31日以前の土地譲渡利益金額の合計額200万円
- ②平成10年1月1日以降の土地譲渡利益金額の合計額▲90万円



税をとりまく 諸問題

公的年金等とは、社会保険制度に基づく年金等、恩給および過去勤務にかかる年金、適格退職年金契約に基づく退職年金などをさします。

公的年金等にかかる所得は、昭和六十二年九月の改正により以下の見直しが行われました。

- ① 公的年金等の所得区分を給与所得から雑所得に変更。
- ② 公的年金に適用される老年者年金特別控除および給与所得控除に代えて、公的年金等控除を創設。
- ③ 老年者控除を二倍に引上げ。

このような給与所得から雑所得への所得区分の変更の結果、現在、公的年金受給者の課税最低限(受給者の年齢が六十五歳以上で夫婦世帯の場合)は約三三三万円とかなり高いものとなっています。このため、ほとんどの年金受給者は、課税最低限以下で所得税がかからないようになっていきます。

こうした年金受給者への税務上の措置が、現役勤労者との間の不公平感を生じさせているのではないかと、年金受給者への課税問題が議論のぼっていています。



経営管理

「良い会議入門」

- ①会議のムダをなくす(30分)……………経管0101
②会議を上手に進める(30分)……………経管0102

★「会社を強くする年度経営計画の作り方」

- ①年度計画策定のための現状分析(25分)……………経管0201
②年度計画の策定と業績管理(25分)……………経管0202
③個人業績管理と成果配分制度(25分)……………経管0203

★「不況を乗り切る経営戦略シリーズ」

- ①会社の価値を高める財務戦略(25分)……………経管0301
②成功する新規事業戦略(25分)……………経管0302
③勝ち残りのマーケティング戦略(25分)……………経管0303

経営全般

「松翁問わず語り」

- ①経営の基本心得(27分)……………経全0101
②人を活かす心得(27分)……………経全0102

「童門冬二が語り説く上杉鷹山の経営革命 -「攻めのリストラ」への勇気と決断-」

- ①上巻(45分)……………経全0201
②下巻(45分)……………経全0202

「米百俵-小林虎三郎の天命-」(ハイビジョン研修映画ビデオ版) 主演:中村嘉律雄 真行寺君江(98分)……………経全0301

「商売の基本・経営の要諦(松下幸之助)」

- ①経営者の持つべき信念(20分)……………経全0401
②人を活かすポイント(20分)……………経全0402
③事業発展の拠所(20分)……………経全0403
④困難に打ち勝つ(20分)……………経全0404
⑤人を育てるコツ(20分)……………経全0405
⑥経営者の悩み(20分)……………経全0406
⑦成功への心構え(20分)……………経全0407
⑧人づかひの妙(20分)……………経全0408
⑨決断の心得(20分)……………経全0409
⑩経営者の責任(20分)……………経全0410
⑪社員の意欲を高める(20分)……………経全0411
⑫経営者の生きがい(20分)……………経全0412

★「繁栄する企業を築く「これからの時代」の経営」

- ①経営のスタンスを変える
-信長型か秀吉型か家康型か-(24分)……………経全0501
②社員の指導育成法を変える
-管理からサポートへ-(22分)……………経全0502
③経営者の自己表現を変える
-魅力あるリーダーへの道-(34分)……………経全0503

★「松下幸之助に学ぶ 成功のための経営塾」

- ①[人生・経営] 運命を生かす(25分)……………経全0601
②[経営道] 素直に正しく(25分)……………経全0602
③[人材育成] 人間観を持つ(25分)……………経全0603
④[成功の法則] すべては熱意から(25分)……………経全0604

経営問題

「取締役の義務と責任」

- ①取締役の義務(30分)……………経問0101
②取締役の会社に対する責任(30分)……………経問0102
③取締役の第三者に対する責任(30分)……………経問0103

「ここがポイント日本のPL(製造物責任)法 ~条文の読み方と安全対策の実際」(45分)

……………経問0201

「持ち株会社早わかり」(20分)……………経問0301

★「製品クレームと顧客対応」

- ①製品事故の実態(20分)……………経問0401
②製品クレームへの対策(20分)……………経問0402

情報

「インターネット早わかり」(30分)……………情報0101

「インターネット・ビジネス

- ~チャンスをつかむ活用法~(30分)……………情報0102

一般常識

「マナーシリーズ」

- ①ザ・挨拶(21分)……………一般0101
②ザ・身だしなみ(17分)……………一般0102
③ザ・名刺(17分)……………一般0103
④ザ・冠婚葬祭I「婚」(20分)……………一般0104
⑤ザ・冠婚葬祭II「葬」(20分)……………一般0105
⑥ザ・冠婚葬祭III「冠」(20分)……………一般0106
⑦ザ・冠婚葬祭IV「祭」(20分)……………一般0107

「心をつかむ話し方」

- ①部下の心をつかむ(15分)……………一般0201
②お客様の心をつかむ(17分)……………一般0202
③会議参加者の心をつかむ(17分)……………一般0203

★「わかりやすい 新・年金の話」(40分)……………一般0301

●お申し込みはFAXで

FAX 03-3257-6913

東法連 研修用ビデオ

会員企業の皆様に
無料でお貸しいたします。

●下記の必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

- ①加入法人会名
- ②会社名
- ③担当者名
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥希望ビデオ番号

(タイトル名の後ろにあるビデオ番号をお書きください。)

①財務諸表とは何か(26分) …… 経財0101

この部分を記入

お申し込みはFAXで **FAX 03-3257-6913** ●貸出本数5巻まで
●貸出期間2週間

経理・財務知識

「これだけは知っておきたい財務諸表の基礎知識」

- ①財務諸表とは何か(26分) …… 経財0101
- ②貸借対照表の基礎知識(20分) …… 経財0102
- ③損益計算書の基礎知識(16分) …… 経財0103
- ④実務に生かす計数管理(20分) …… 経財0104

「資金繰りの実務」

- ①資金表の作り方・見方(30分) …… 経財0201
- ②資金調達の方法と注意点(30分) …… 経財0202

「誰にもわかる手形の实務」

- ①基本編：振出から支払まで(30分) …… 経財0301
- ②実際編：取引の実際と不渡り手形(30分) …… 経財0302

「会社税務の基礎知識」

- ①所得計算のしくみ(30分) …… 経財0401
- ②確定申告書の書き方(30分) …… 経財0402

「よくわかる会社経理」

- ①日常業務の流れ(30分) …… 経財0501
- ②決算時業務の流れ(30分) …… 経財0502

「実戦！経営分析テクニック」

- ①企業の収益力をみる(30分) …… 経財0601
- ②企業の健全性をよむ(30分) …… 経財0602

★「会社決算の基礎知識」

- ①決算のしくみと手続き(30分) …… 経財0701
- ②決算実務の進め方(30分) …… 経財0702

★「よくわかる現代の金融」

- ①金融の仕組みを知る(30分) …… 経財0801
- ②金融の変化を読む(30分) …… 経財0802

★「よくわかる外国為替」

- ①外国為替市場のしくみ(30分) …… 経財0901
- ②外為取引の新戦略(30分) …… 経財0902

税 務

「上手な税務調査の受け方」

- ①有利な申告の方法(30分) …… 税務0101
- ②税務調査の上手な受け方(40分) …… 税務0102

「税務調査

—正しい受け方と会計業務改善のポイント—

- ①税務調査とは何か(25分) …… 税務0201
- ②[ケーススタディ]心掛けるべき対応のポイント(25分) …… 税務0202
- ③経営者・経営幹部の心得(25分) …… 税務0203

★「法人税のしくみと申告実務」

- ①所得計算の基本(35分) …… 税務0301
- ②確定申告書の書き方(35分) …… 税務0302

債 権 管 理

「債権管理の基本シリーズ」

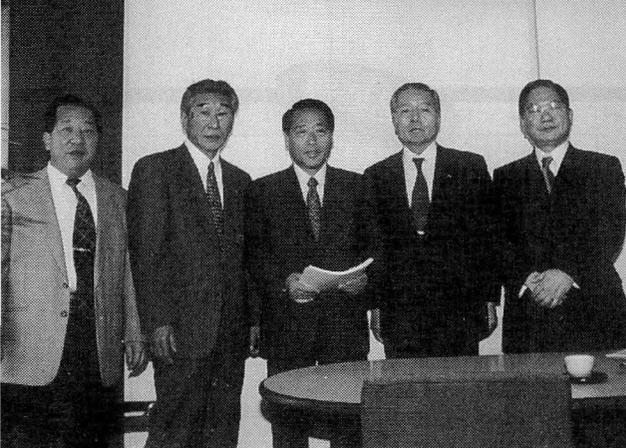
- ①取引契約と小切手(15分) …… 債管0101
- ②手形のしくみ(22分) …… 債管0102
- ③手形の危険防止(25分) …… 債管0103
- ④倒産の赤信号と信用調査(17分) …… 債管0104
- ⑤回収行動の進め方(18分) …… 債管0105

★「債権管理の実践ノウハウ」

- ①こうして進める売掛金の完全回収(25分) …… 債管0201
- ②これで完璧不良債権の発生防止(25分) …… 債管0202
- ③こんなときどうする得意先が倒産必至(25分) …… 債管0203

「平成11年度 税制改正要望事項」の 陳情について

議員を囲んで……
陳情を実施された皆さん

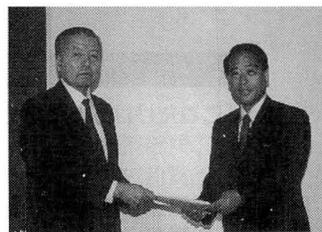


さる9月30日に開催の「税制改正要望全国大会」で採択された要望事項について、地元選出の国会議員並びに地方自治会（町田市）に対し、陳情を実施いたしました。

従来、同大会で採択された要望事項については、その実現にむけて、地元国会議員に対し、要望活動を実施して参りましたが、今回は地元自治体に対しても、行財政改革、地方税改革の推進について要望活動を実施致しました。

地元国会議員に対しては10月31日に、岩波会長をはじめ、木口税制委員長、金子組織委員長、守屋事務局長が伊藤議員の事務所を訪問し直接議員に面会の上要望致しました。

又町田市長に対しては今回が初めてですが、11月6日に岩波会長、小川総務委員長、守屋事務局長が市役所を訪問し、平成11年度税制改正要望書（決議及び基本事項、個別事項等）に基づきお願い致しました。



FROM EDITOR

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年こそは、会員各位のご躍進と、ご健康をお祈り申し上げます。

昨年より不景気風が吹き荒れて、仕事にストレスを感じていましたが、思い切って、舟釣りに誘われるままに出かけてみました。

なにせ初めてのことで、取りあえずクローラーと長靴、カッパを用意して舟に乗り込みました。江ノ島から沖へ出てみるとこれがすばらしい景色と海の色の違いをはっきりと、まるで絵でも見ているような光景を見せてくれ、ビールを片手に暫し見とれて仕舞うほどの光景で、ここで釣りをしたら、釣れなくても一日ゆつくりと過ごせる様な気がしました。心の洗濯とストレスの発散には、もってこいで、アツという間の7時間でした。もちろん魚は、アジが2匹に鯖を8匹つり上げすっかり釣りに魅せられました。その後、立て続けに3回も出かけています。

今度、法人会でも釣りクラブを作りませんか？広報まで連絡を！

（佐藤）

法人会がインターネットにホームページを新設

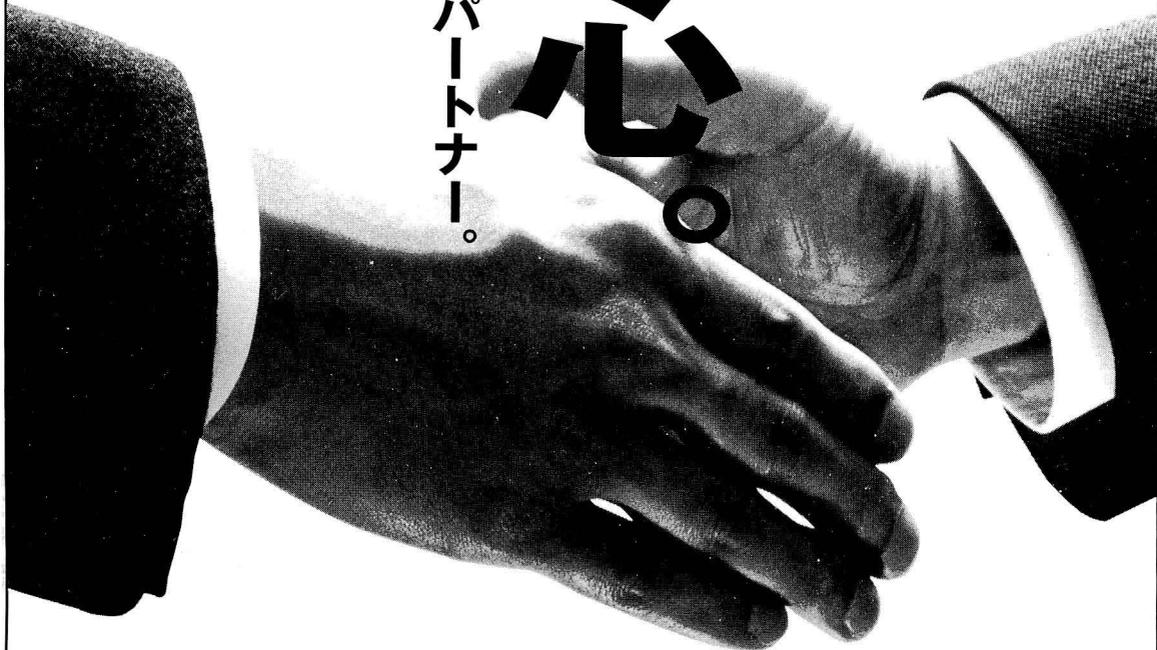
全法連では、インターネット上に「ホームページ」を開設し、情報の発信を開始しました。一般向けの内容としては、法人会の歴史や事業活動の紹介をはじめ、法人会入会のお奨めや最新の税情報、さらには各地の法人会や関係機関等のリンクなど幅広い情報を提供致します。<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

発行人●（社）町田法人会 会長 岩波弘介 編集人●（社）町田法人会 広報委員会

東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 042(726)2453 FAX: 042(724)5853

経営に大型パートナー！

安心。



確かな経営をバックアップ。
経営者のための大型保障。

- ◎ 最高4億円を超える大型保障
- ◎ 充実の医療保障で安心
- ◎ 海外での事故・病気も保障
- ◎ 団体割引により割安な保険料で、
最長90歳までの長期保障
- ◎ 捜索・救助活動も安心

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン〔総合型L〕

引受会社 **DAIDO** 大同生命

 **A I U**

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-6
(東京建物町田ビル8F) TEL 0427-22-5756

町田支店/町田市原町田6-17-11
(ISビル1F) TEL 0427-24-1211

あついでゆこう Machida

町田の公園



成瀬、高ヶ坂、南大谷にまたがる
緑豊かな自然公園です。
シラカシ、クヌギ、コナラなどが生き茂り、
野鳥、昆虫も多く、観察会や自然講座、
工作教室が開催されています。



(かしの木山自然公園)

交通●町田バスセンターから成瀬台行き
バスで「大谷原」または「三ツ又」下車。



雑木林と広い芝生のグラウンドが
特徴の公園です。
グラウンドはサッカー、少年野球、
レクリエーションなどにご利用下さい。

(鶴間公園)

交通●田園都市線「南町田」駅下車
徒歩約3分



みはらし広場、芝生運動広場や
野球場など、広大な敷地の中に
広場が点在し、夏には小山田の谷で、
ザリガニ捕りなどができ、
自然がいっぱいの緑地公園です。

(都立小山田緑地)

交通●京王相模原線・小田急多摩線
「多摩センター」から京王バス日大三高行き
「扇橋」下車 徒歩8分

